

【第3回】

2020年12月1日に、当事務所主催の独占禁止法プラクティス・グループ「独占禁止法セミナー 第3回」において、南部利之アドバイザーと向宣明弁護士が進行役を務めました。

テーマ：フィンテックを活用した金融サービス事業と競争法・政策上の諸問題

第1部講師： 靱田 高志氏

（元公正取引委員会事務総局課長補佐）

第2部講師： 神田 潤一氏様

（株式会社マネーフォワード 執行役員、一般社団法人Fintech協会 理事）



公正取引委員会『QRコード等を用いたキャッシュレス決済に関する実態調査報告書』について

梶田 高志

※個人の意見を発表するものであり，発表者の過去・現在の所属は本発表の内容と関係ありません。



1. フィンテックを 活用した事業と競争 法上の問題点

フィンテックを活用した金融サービスの向上に向けた競争政策上の課題について（令和2年4月21日）

公正取引委員会は、

①銀行API

②キャッシュレス決済

の2本の調査報告書を公表

（以下、本発表で引用する資料の出典は、
特に断りのない限り、同資料に基づくものとなります。）

フィンテックを活用した金融サービスの向上に向けた競争政策上の課題について（概要）



1

背景・趣旨

- 銀行等を中心にサービスが提供されてきた金融分野において、近年フィンテック企業の新規参入が進展

家計簿サービス・会計サービス

銀行の口座情報等を活用して家計簿サービス等を提供する電子決済等代行業者の参入

QRコード等を用いたキャッシュレス決済

スマートフォンでQRコード等を読み取るなどの方法により決済サービスを提供する資金移動業者の参入

新規参入の促進・公正で自由な競争環境の整備による、イノベーションの促進・利用者利便の向上

データの利活用による効率的な資産管理
中小企業等の生産性向上

低コストで利便性の高い決済の実現

実態調査の実施（概要）

調査方法

- 銀行、電子決済等代行業者、システムベンダーに対するヒアリング
- 上記事業者（計205社）に対するアンケート調査
- 家計簿サービスのユーザー（計2,000名）に対するアンケート調査
- 銀行、資金移動業者、決済インフラ提供事業者に対するヒアリング
- 上記事業者（計206社）に対するアンケート調査
- コード決済のユーザー（計4,000名）に対するアンケート調査

競争政策上・独占禁止法上の考え方

電子決済等代行業者の銀行への接続

- 現時点では、契約締結期限に向けて、契約がまとまりつつあるが、今後、取引上の地位が優越する銀行が、契約の見直しを行い、電子決済等代行業者に正常な商慣行に照らして不当に不利益を与える場合には、独占禁止法上問題となるおそれ。
- 競争政策の観点からは、今後とも、銀行が保有する預金口座等の情報へのアクセスが適切に確保されることが必要。

銀行によるAPI接続のためのシステムの調達

- システムの調達に十分な競争性が確保されることが望ましい。
- 既存ベンダーがシステムの仕様公開を拒むなど、他社ベンダーによる受注を不当に妨害する場合には、独占禁止法上問題となるおそれ。

銀行口座から資金移動業者のアカウントへのチャージ（入金フロー）

- 自らもコード決済を提供する銀行が資金移動業者へのチャージ等取引を不当に拒絶すること等は、独占禁止法上問題となるおそれ。
- 銀行口座からのチャージに不可欠な決済インフラの利用料金については、当事者間の交渉を通じて適切に設定されることが望ましい。

資金移動業者のアカウントから銀行口座への振込（出金フロー）

- 振込手数料の水準に影響を及ぼす銀行間手数料が40年以上不変。銀行間手数料の水準が維持されている現状の是正が必要。
- 競争条件のイコールフットingの観点から、全銀システムへの資金移動業者のアクセスの開放に向けた検討が行われることが望ましい。また、全銀システムの効率性確保のため、ガバナンスの強化・透明性の確保が必要。

調査モチベーション

○競争当局の役割

公正かつ自由な競争の促進が期待される分野における競争環境の整備を通じた、金融分野における事業者間の競争の活発化や利用者にとっての選択肢の増加、利便性の向上の実現

（参考）成長戦略フォローアップ（令和元年6月21日）

「金融分野については、利用者の利便や地域経済の維持・発展を図る観点から、新たなテクノロジーを活用した異業種を含む新規参入を促進するための規制改革などの他の政策手段についても併せて検討する」

国内政策情勢動向

銀行API関係

2017年銀行法改正

- ・ 銀行口座からの口座情報の取得は、R2年6月以降、原則API経由による取得義務（コロナ禍により10月に延長）
- ・ 銀行へAPI接続基盤の整備の努力義務

キャッシュレス決済関係

2010年資金決済法

- ・ 銀行以外の資金移動業者が100万円以下の為替取引が可能に

2020年：資金決済法改正案：

- ・ 資金移動業者が100万円以上の資金移動が可能に。

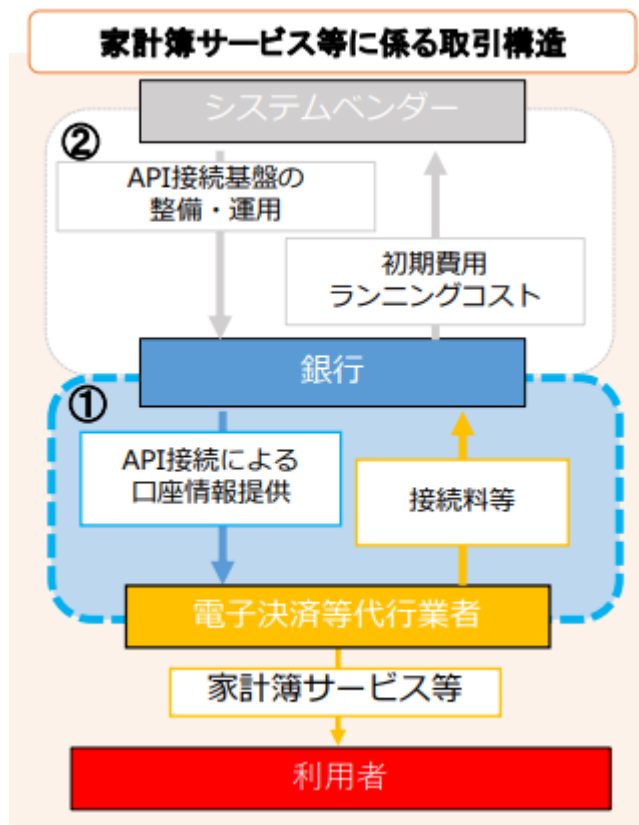
キャッシュレス・消費者還元事業（2019年10月～）

- ・ コード決済を比較的に利用する頻度が高いキャッシュレス決済とする消費者が2倍程度に増加（2019年7月（17.7%）⇒2019年12月（34.4%）

Fintech領域における諸 外国競争当局の動向

国名	競争当局	概要
英国	競争・市場庁（旧公正取引庁）	1990年代以降，金融領域の競争政策推進のため，資金決済システム・銀行API分野における実態調査，政策提言を実施
カナダ	産業省競争局	2017年に資金決済システム，銀行API等を含むFintech領域における実態調査を実施
豪州	競争・消費者委員会	2017年に，豪州生産性向上委員会と共同して，資金決済システム，銀行APIに係る競争政策の推進を提言
欧州	欧州委員会競争総局	2020年以降，モバイル送金，API分野に関する情報収集を開始
中国	国家市場管理監督総局	2020年以降，中央銀行の懸念を受けて，Alipay 及びWeChat Payの市場取引に対する情報収集を開始

家計簿サービス等に関する実態調査報告書の概要



①銀行と電子決済等代行業者間の取引

- ・ 実態調査開始当初（2019年10月），銀行と電子決済等代行業者との契約交渉は難航。
- ・ 報告書公表時点では，契約締結期限に向けて，契約がまとまりつつある。
- ・ 一方，取引上の地位が優越する銀行が，契約の見直しを行い，電子決済等代行業者に正常な商慣行に照らして不当に不利益を与える場合には，独占禁止法上問題となるおそれ。

②銀行とシステムベンダー間の取引

- ・ システムの調達に十分な競争性が確保されることが望ましい。
- ・ 既存ベンダーがシステムの仕様公開を拒むなど，他社ベンダーによる受注を不当に妨害する場合には，独占禁止法上問題となるおそれ。



2. キャッシュレス 決済と競争法上の問題点

調査対象分野・手法

○キャッシュレス決済分野

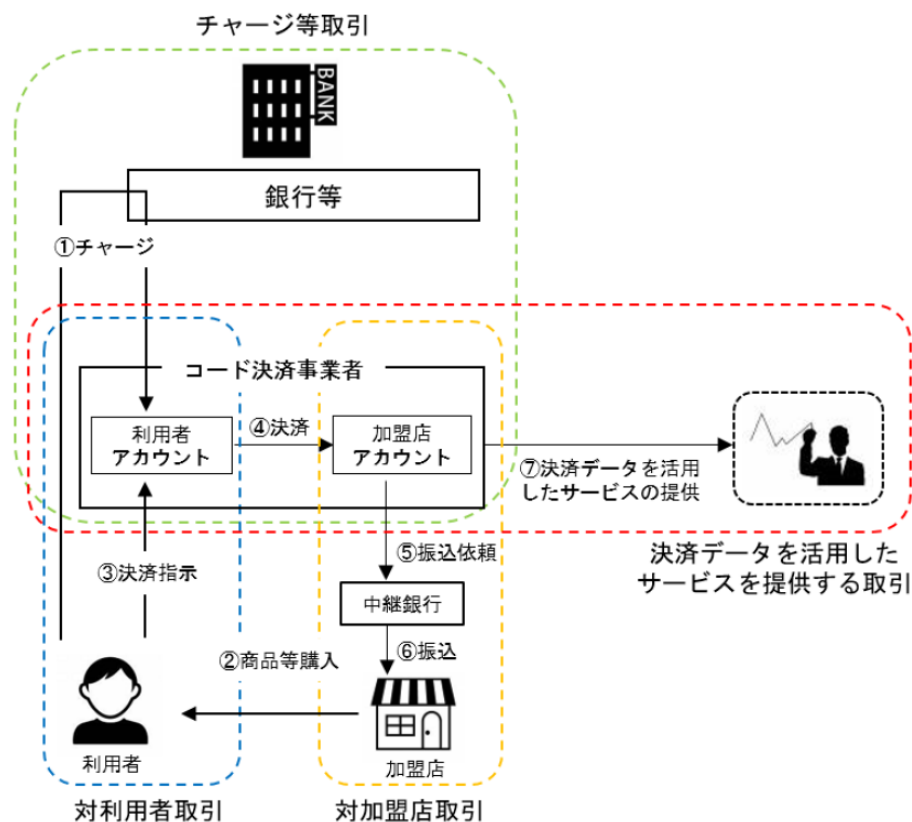
- コード決済
- リテール決済インフラ
- 資金決済システム

に係る問題を指摘。

○調査手法：

- ・ アンケート調査，ヒアリング調査

コード決済の特徴



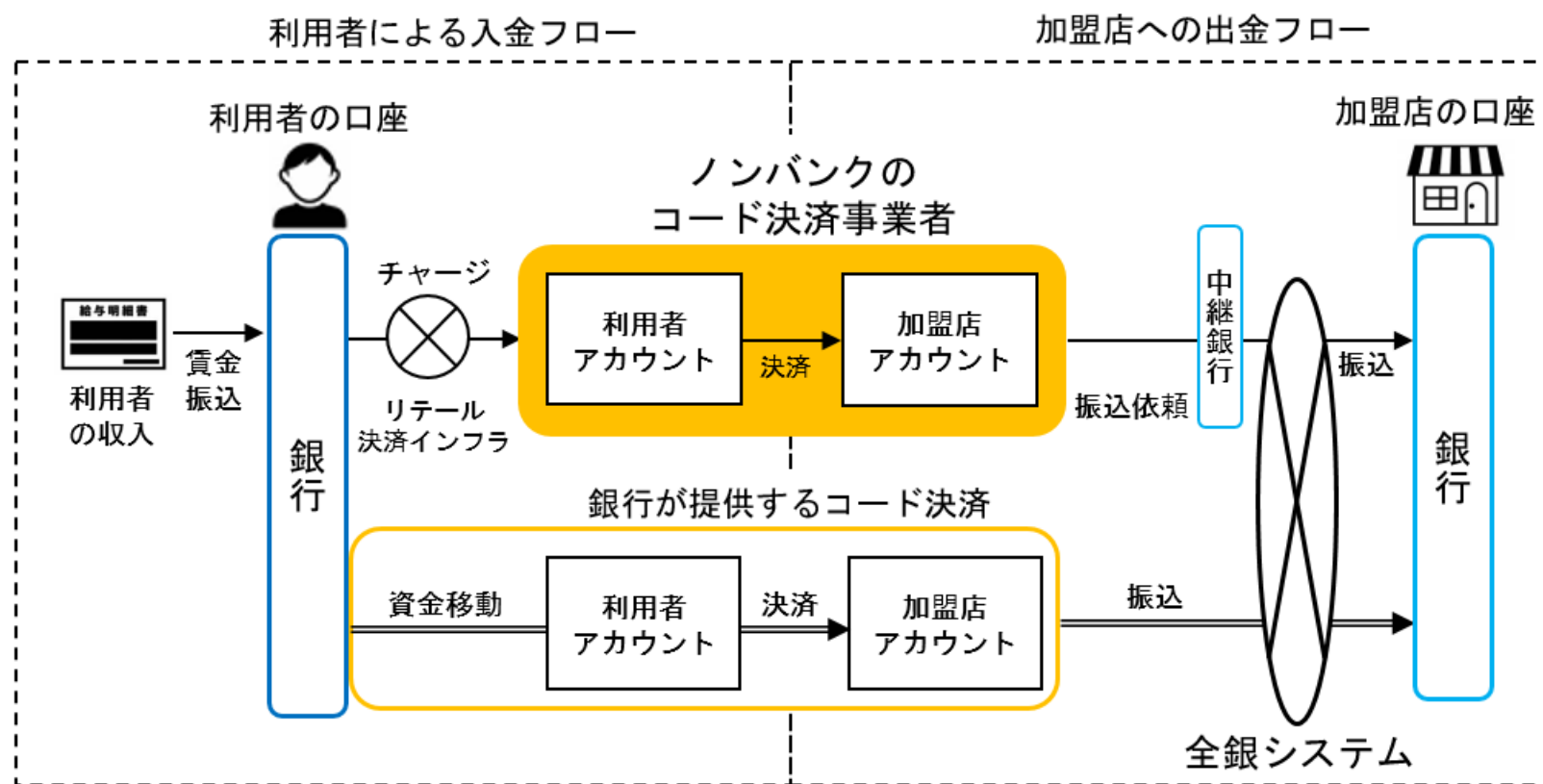
- ・加盟店手数料が比較的安い決済方法

決済額の 0 ~ 3.5% 程度

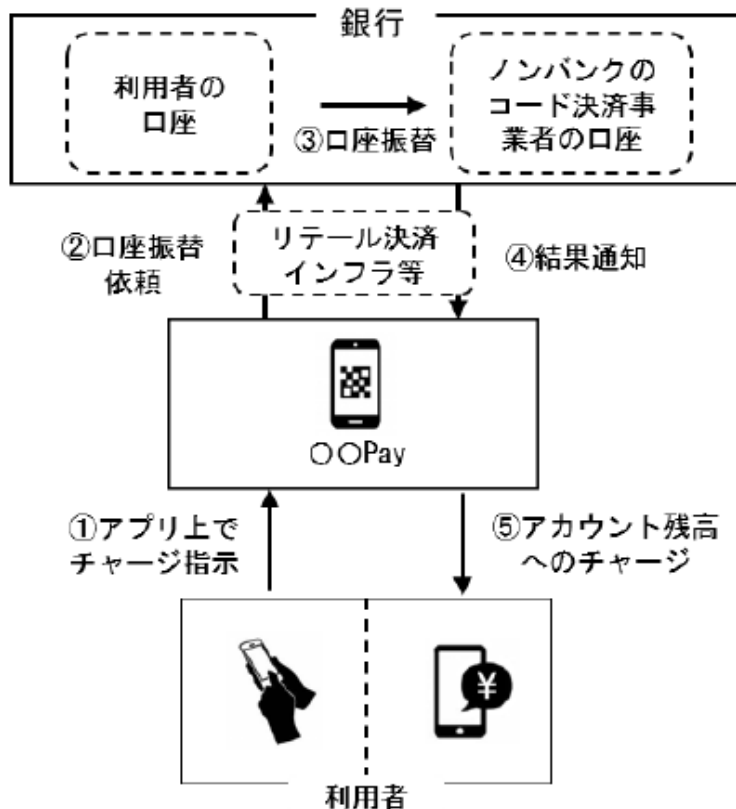
- ・加盟店への出金サイクルは長め

多くの事業者が月 1 回・月 2 回程度の出金

コード決済の取引フロー

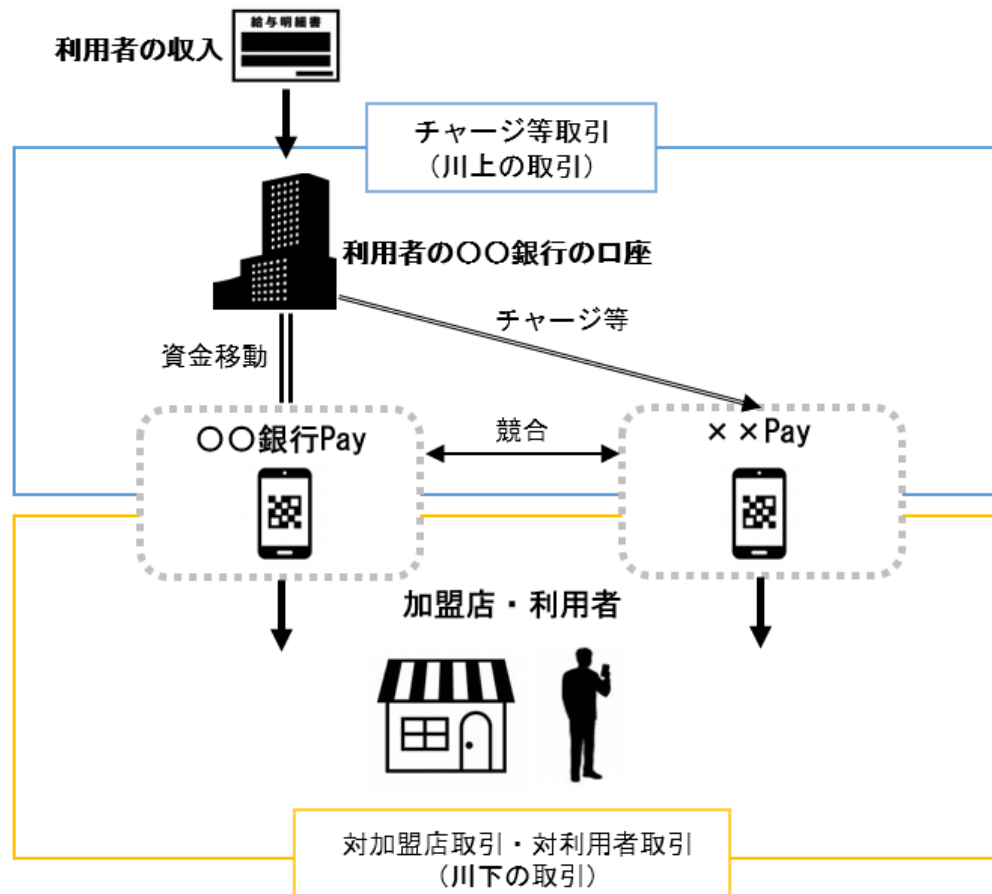


入金フロー：「チャージ」とは？



- ①銀行の口座振替の一種
- ②リアルタイムに送金を行うため，リテール決済インフラを利用して実施
- ③ノンバンク事業者は口座振替を可能にする銀行ごとに数百万～数千万程度の初期投資
- ④そのほか口座振替 1 件ごとに数円～数十円の支払い

銀行とノンバンク事業者との取引関係

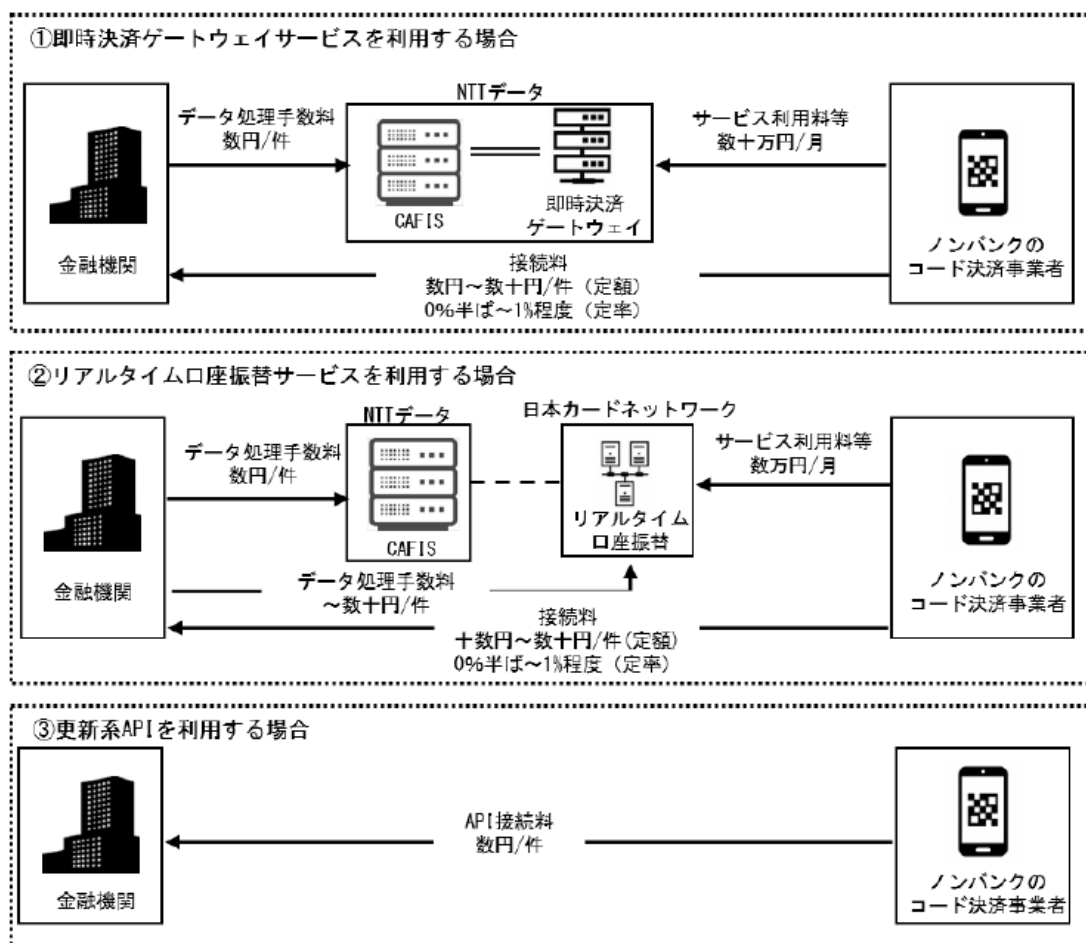


①利用者の収入は銀行口座に入金されるため、チャージを行う上では、何らかの形で銀行鋼材にアクセスする必要

②銀行はノンバンクに対してチャージサービスを提供する垂直関係

③加盟店・利用者に対しては、銀行自らがキャッシュレス決済サービスを提供する競合関係

入金フロー：リテール決済インフラの状況



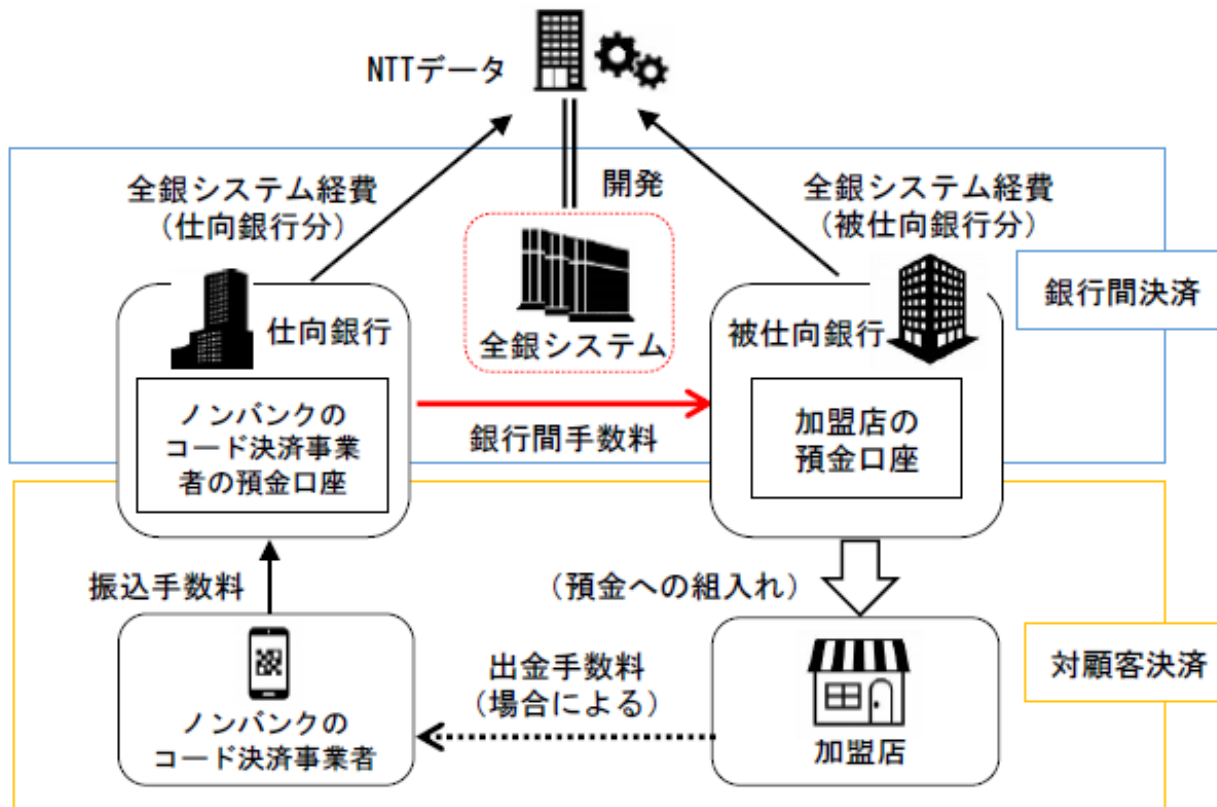
- ・CAFISは、チャージを実施する際に不可欠なインフラ

- ・ネットワークインフラであり、規模の経済/範囲の経済を有する

- ・CAFISの取引量は大幅に増加している一方で、従量制料金は10年以上不変

- ・リテール決済インフラコストは、銀行の接続料に転嫁されているとの見解

出金フロー：振込取引

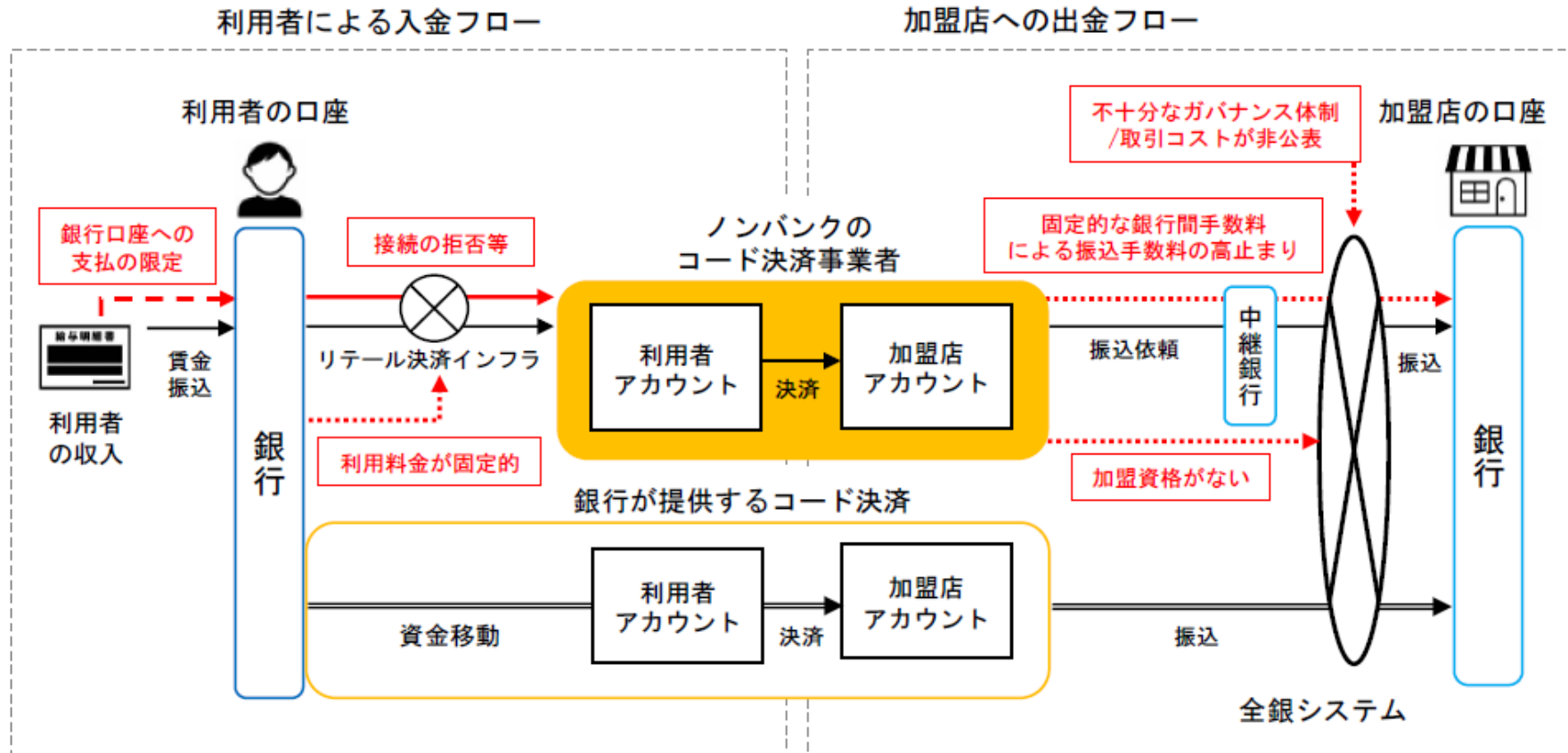


- ・ノンバンクのコード決済事業者による加盟店への出金には、振込が利用
- ・他行為替においては、顧客（支払人、受取人）と銀行間決済（対顧客決済）が行われ、仕向銀行と被仕向銀行のそれぞれが行われる。
- ・振込において他行為替を行う場合は、全国銀行内国為替制度が利用されている。
- ・全国銀行内国為替制度は、規模の経済性、ネット外加盟店への出金の際に、実上利用が不可欠。



競争政策上の考え方

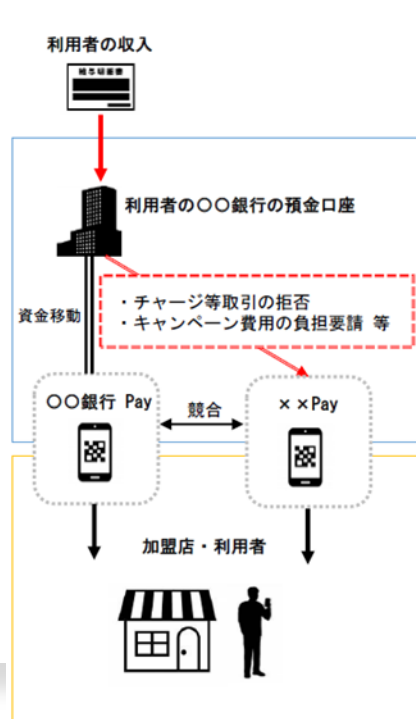
指摘事項



独占禁止法上の問題点

1. 利用者による入金フロー（チャージ等取引）に係る課題・提言 I

①銀行とノンバンクのコード決済事業者の取引の問題



- クレジットカードからのチャージ等やATMを利用した現金のチャージはコストや利便性の点で銀行口座からのチャージ等に劣ることから、銀行口座からのチャージ等は、コード決済事業者にとって重要性の高いチャージ等の方法となっている。【本文P26以下】
- 自らもコード決済を提供する銀行は、川下の取引において、自らが提供するコード決済の競争条件を有利にすることや、ノンバンクのコード決済事業者を排除することへのインセンティブが生じやすい。【本文P27以下】
- チャージ等取引における取引時確認の義務の履行、チャージ等のシェアの大きさ、回収困難な初期費用、消費者行動といった事情を踏まえると、ノンバンクのコード決済事業者にとって、銀行との取引が困難になることが、事業経営上大きな支障を来す場合が存在する可能性がある。【本文P28以下】

《独占禁止法上の考え方》【本文P60以下】

銀行口座からのチャージ等取引における以下のような行為は、独占禁止法上問題となるおそれがある。

- 銀行口座からのチャージ等取引の市場において有力な銀行が、コード決済の提供において競争関係にあるノンバンクのコード決済事業者を市場から排除するなどの目的をもって、当該コード決済事業者とのチャージ等取引を拒絶することやチャージ等取引に係る手数料を事実上拒絶と同視し得る程度まで引き上げること等。（単独の直接取引拒絶、取引妨害等）
- 取引上の地位がノンバンクのコード決済事業者に対して優越している銀行が、①銀行自らが提供するコード決済サービスの加盟店開拓を行わせること、②キャンペーン費用の負担を要請すること、③ノンバンクのコード決済事業者の保有するデータを提供させることなどにより、相手方に正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えること。（優越的地位の濫用）

リテール決済インフラ

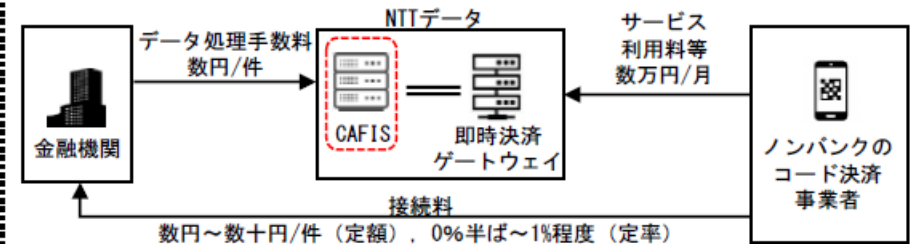
②リテール決済インフラ（CAFIS）の利用料金の設定・更新系APIの活用

- CAFISはノンバンクのコード決済事業者が銀行口座からのチャージ等を提供する際に、事実上利用が不可欠なりテール決済インフラ。【本文P38】
- リテール決済インフラの取引量は大幅に増加している一方、CAFISの契約約款で定められた従量制料金は10年間以上不変。【本文P43】
- CAFISサービスの売上高営業利益率は10%台と高い傾向。【本文P43】
- CAFISの利用料金は、ノンバンクのコード決済事業者が銀行口座からのチャージ等を提供する際に銀行に対して支払う費用に転嫁されているとの銀行の見解。【本文P16以下】

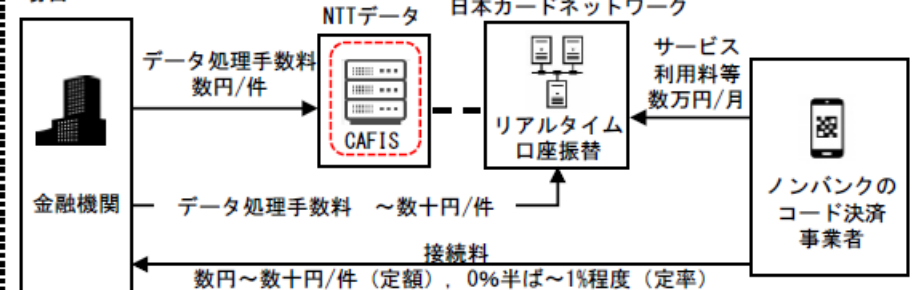
《競争政策上の考え方》 【本文P64以下】

- CAFISの利用料金が固定的であることは、銀行口座からのチャージ等に係る費用を高止まりさせることにもつながるおそれ。
- CAFISがチャージ等取引を行う上で事実上不可欠なインフラであることに鑑みれば、CAFISの利用料金については利用事業者との交渉を通じて適切に設定されることが望ましい。
- 各銀行は、決済インフラへの競争圧力を高めるため、更新系APIの利用を簡便に行える環境の整備を検討することが望ましい。

①NTTデータが提供する即時決済ゲートウェイサービスを利用する場合



②日本カードネットワークが提供するリアルタイム口座振替サービスを利用する場合



デジタルマネーによる賃金支払いの解禁

- 政府内においてデジタルマネーによる賃金支払いの解禁に向けた検討が進められている
- 資金移動業者のアカウント等，銀行口座以外への賃金振込は一部であっても制度上認められていないところ，資金移動業者の登録を行っているノンバンクのコード決済事業者が利用者の賃金等の収入を自身のアカウントに直接受け入れることが可能になれば，銀行口座に接続することなく，利用者に対してコード決済を提供することが可能。

③ノンバンクのコード決済事業者のアカウントへの賃金の支払が競争条件のイコールフットィングに与える影響

- コード決済の利用者の約4割は，コード決済事業者のアカウントへ賃金の支払が行えるようになった場合，自身が利用するコード決済サービスのアカウントへ賃金の一部の振込を検討すると回答。【本文P25】
- ノンバンクのコード決済事業者が利用者の賃金等の収入を自身のアカウントに直接受け入れることが可能になれば，銀行口座に接続することなく，利用者に対してコード決済を提供することも可能となる。【本文P67】

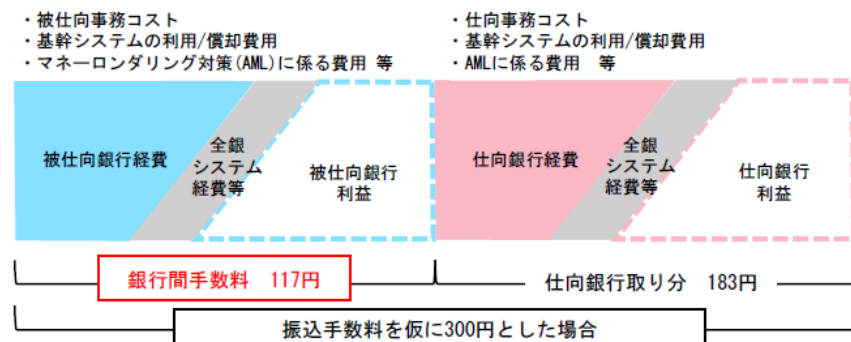
《競争政策上の考え方》【本文P67】

- 資金移動業者のアカウントへの賃金支払の解禁が行われた場合には，銀行とノンバンクのコード決済事業者間のコード決済における競争条件のイコールフットィングの確保に好ましい影響が生じると考えられる。

銀行間手数料の見直し

①銀行間手数料に係る取引慣行の見直し

(例) 他行為替の振込手数料の費用構造 (3万円未満の振込をインターネットバンキング経由で行う場合)



- 銀行間手数料は、銀行が相対交渉で決定することとされている一方、全ての銀行が3万円未満の場合117円、3万円以上の場合162円（それぞれ税抜）と設定しており、これらの水準については、事務コストを大幅に上回っているとの見解。【本文P49以下】
- 現行の銀行間手数料は、全銀ネットの前身である内国為替運営機構が過去に通達した水準を参考に各銀行が設定しており40年間以上不変。本調査開始までの期間において銀行間手数料水準の変更交渉が行われた事実は確認できなかった。【本文P49】
- 銀行間手数料が事実上固定的となっていることにより、他行為替の振込手数料の水準や本支店為替の利用拒否といった形で振込取引に影響。【本文P52以下】
- 本調査では、諸外国の振込取引において銀行間手数料に相当する手数料が発生している事例は確認できなかった。【本文P55】

《競争政策上の考え方》 【本文P65以下】

- 各銀行は、銀行間手数料の必要性を含めた検討を行った上、設定水準、設定根拠に関する説明責任を十分果たすことにより、事務コストを大きく上回る銀行間手数料の水準が維持されている現状の是正に向けて取り組むべきである。

資金決済システムのガバナンス・透明性

②全銀ネットのガバナンス体制の強化・取引の透明性の確保

- 全国銀行内国為替制度の運用に関し、①個別の銀行が制度の改善を求める提案を行うことは困難との銀行の見解、また、②一般消費者や企業のニーズを吸収する場としての全銀ネット有識者会議は十分な議論を尽くせる場として機能していないとの有識者の指摘。【本文P54以下】
- 諸外国では資金決済システムを利用した取引コストが公表されている一方、我が国は非公表。【本文P55】
- ガバナンス体制や取引の透明性が確保されていないことは、自然独占性や不可欠性を有する全国銀行内国為替制度の費用構造の改善の機会を限定的にする可能性。【本文P66】

《競争政策上の考え方》 【本文P65以下】

- 全銀ネットは、エンドユーザーのニーズを反映できるようガバナンス体制を強化することが望ましい。
- 全銀ネットは、全銀システムを利用した取引コストの透明性を確保することが望ましい。

資金決済システムへのアクセスの開放

③資金決済システムへの資金移動業者のアクセスの開放に向けた検討

- 銀行同様に為替取引を行っている資金移動業者には全国銀行内国為替制度への加盟が認められていない。【本文P56以下】
- 本調査で指摘された入金フローにおける銀行口座からのチャージ等において生じるコスト等や出金フローにおける振込依頼コストについては、資金移動業者が全銀システムへアクセスできる場合には負担が軽減される可能性。【本文P57】
- 65%以上の資金移動業者が、資金決済システムの利用が可能となった場合、利用を積極的に検討するとアンケートに回答。【本文P58】

《競争政策上の考え方》 【本文P66】

- 全銀ネットは、全銀システムへの接続に求められる条件を整理し、条件を満たす資金移動業者に対しては、アクセス開放を検討することが望ましい。

公表後のステークホルダの対応

ステークホルダ	時期	実施事項
全国銀行資金決済ネットワーク	2020年5月	・次世代資金決済システムに関する検討タスクフォースの設置 ・銀行間手数料見直しの表明
NTTデータ	2020年6月	・CAFISの料金見直し
	2020年7月	・ANSER parasol(API接続基盤)の料金見直し
未来投資会議	2020年7月	以下を盛り込んだ成長戦略フォローアップの策定 ・銀行間手数料の合理的な水準へ引き下げ ・全銀システムへの優良なノンバンクの参加を認めるべく、参加資格等について検討 ・多頻度小口決済を想定した低コストの新しい資金決済システムの構築の検討



フィンテック、電子決済代行業の導入の経緯と 競争法の観点からみた実態

株式会社マネーフォワード 執行役員 神田潤一

2020年12月1日



神田 潤一（かんだ じゅんいち） マネーフォワード 執行役員

1970年生まれ **青森県八戸市**出身

1994年 東京大学経済学部卒業後、**日本銀行**入行。

釧路支店、発券局、国際局、金融市場局、システム情報局を経て

2004年より金融機構局で金融機関のモニタリング・考査を担当

この間 2000年 イェール大学院修了（国際・開発経済）

2011年～2012年 日本生命に出向

2015年～2017年 **金融庁**に出向

金融庁では、Fintechに関する法・制度企画や業界調整等を担当

2017年 8月末に日本銀行を退職

9月より株式会社**マネーフォワード**に参画

11月にFintech協会理事に就任（現在は常務理事）

12月にマネーフォワード執行役員に就任

マネーフォワードについて



設立	： 2012年5月
事業内容	： インターネットサービス開発事業 (PFMサービス(BtoC)、クラウドサービス(BtoB))
本社	： 東京都港区
支店	： 北海道、東北、東海、京都、関西、広島、九州・沖縄、ベトナム
証券コード	： 3994
従業員数	727名（2020年2月末時点）



「お金を前へ。人生をもっと前へ。」のミッションのもと、個人向け・法人向けの両方のサービスを展開。

B to C

 **Money Forward ME**
お金の見える化アプリ

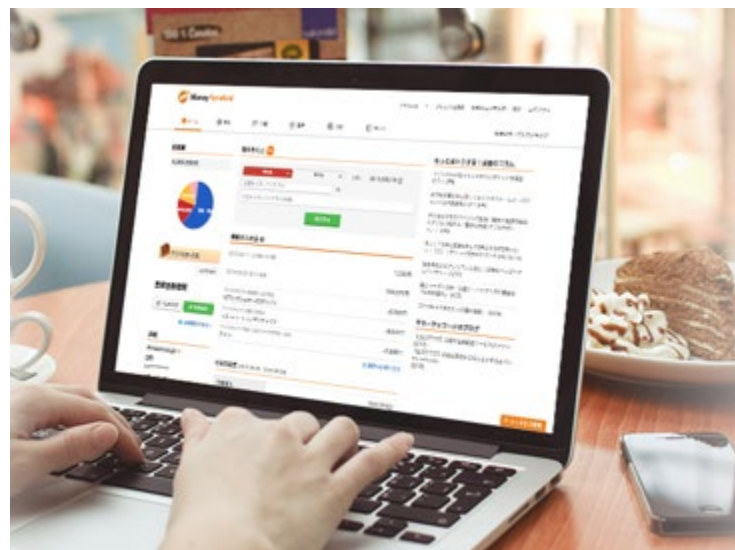


B to B

 **Money Forward クラウド**
ビジネス向けクラウドサービス



Money Forward ME



2,650以上の金融関連サービスと連携。
お金の流れを自動で見える化。
ユーザーは平均月24,450円の収支改善を実感。

※2019年12月、自社アンケート調査結果より。改善額を回答した利用者1,573名の平均値。

利用者数は1,100万人を突破し、家計簿アプリシェアNo.1（注）。

口座連携

2,650社以上の金融関連サービス
に対応。金融機関対応数国内No.1※！



*当社調べ
(2018年10月末日時点)

自動分類

連携した口座から自動でデータを取
得、分類、グラフ化します。



レシート撮影

レシートを撮影するだけで、
支出の内容が反映できます。



（注）2017年03月23日～2017年3月27日、楽天リサーチ「現在利用している家計簿アプリ」
調査対象者：20～60代家計簿アプリ利用者685名

Money Forward

クラウド会計

わずらわしい会計作業を
自動化し、企業の生産性を
大幅に上げる

取引明細の自動取得



3,650以上の口座から
取引データを自動取得
国内No.1*の対応数

人工知能で学習

金額	金融機関	摘要	勘定科目②
-3,105	楽天カード	VISA国内利用 VS レストラン・田舎	接待交際費
-988	Amazon.co.jp	卓上カレンダー	商品・消耗品費

収支金額を
自動記帳
口座情報を自動で読み込む
ため、入力ミスがありません。

摘要も
自動入力
取引明細の情報を自動取得。
入力不要です。

勘定科目も
自動仕訳
取引明細から勘定科目を
検出し、自動で振替します。

AI(人工知能) で
仕訳ルールを学習

マルチデバイス

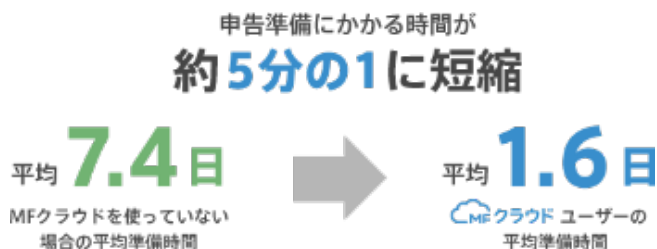


様々なデバイス上で
利用可能

※2018年10月末日時点。当社調べ

- ・ 利用ユーザーからの高い満足度、継続利用意向など好評価
- ・ 生産性の向上及び事業コスト削減、経営改善の実感した、との声も

『マネーフォワードクラウド確定申告』導入効果(*1)



*1：2015年1月 自社ユーザーアンケート結果（n=150）

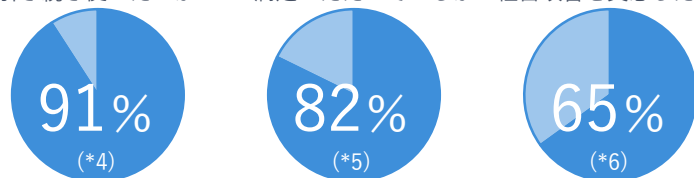
『マネーフォワードクラウド請求書』導入効果(*2)



*2：2016年2月 自社ユーザーアンケート結果（n=173）

『マネーフォワードクラウド会計』の利用に関して(*3) 『マネーフォワードクラウド確定申告』の利用に関して(*7)

引き続き使いたいか ご満足いただいているか 経営改善を実感したか



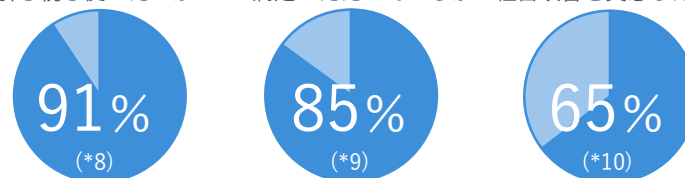
*3：2017年7月 自社ユーザーアンケート結果（n=186）

*4：「とてもそう思う」46%、「ややそう思う」45%の合算値

*5：「とても満足している」24%、「やや満足している」59%の合算値

*6：「とてもそう思う」16%、「ややそう思う」49%の合算値

引き続き使いたいか ご満足いただいているか 経営改善を実感したか



*7：2017年7月 自社ユーザーアンケート結果（n=534）

*8：「とてもそう思う」44%、「ややそう思う」46%の合算値

*9：「とても満足している」28%、「やや満足している」57%の合算値

*10：「とてもそう思う」15%、「ややそう思う」49%の合算値

A modern office interior with a white brick wall featuring a large orange graphic of a stylized 'M' with a wavy line. The room has a wooden floor, a round wooden coffee table, and several chairs. A large orange rectangle is overlaid on the left side of the image, containing the text 'フィンテック台頭の背景'.

フィンテック台頭の背景

- 金融（ファイナンス）と技術（テクノロジー）の融合のことであり
- ITを活用した革新的な金融サービス事業を指して用いられることが多い



出所：金融庁講演資料



米国

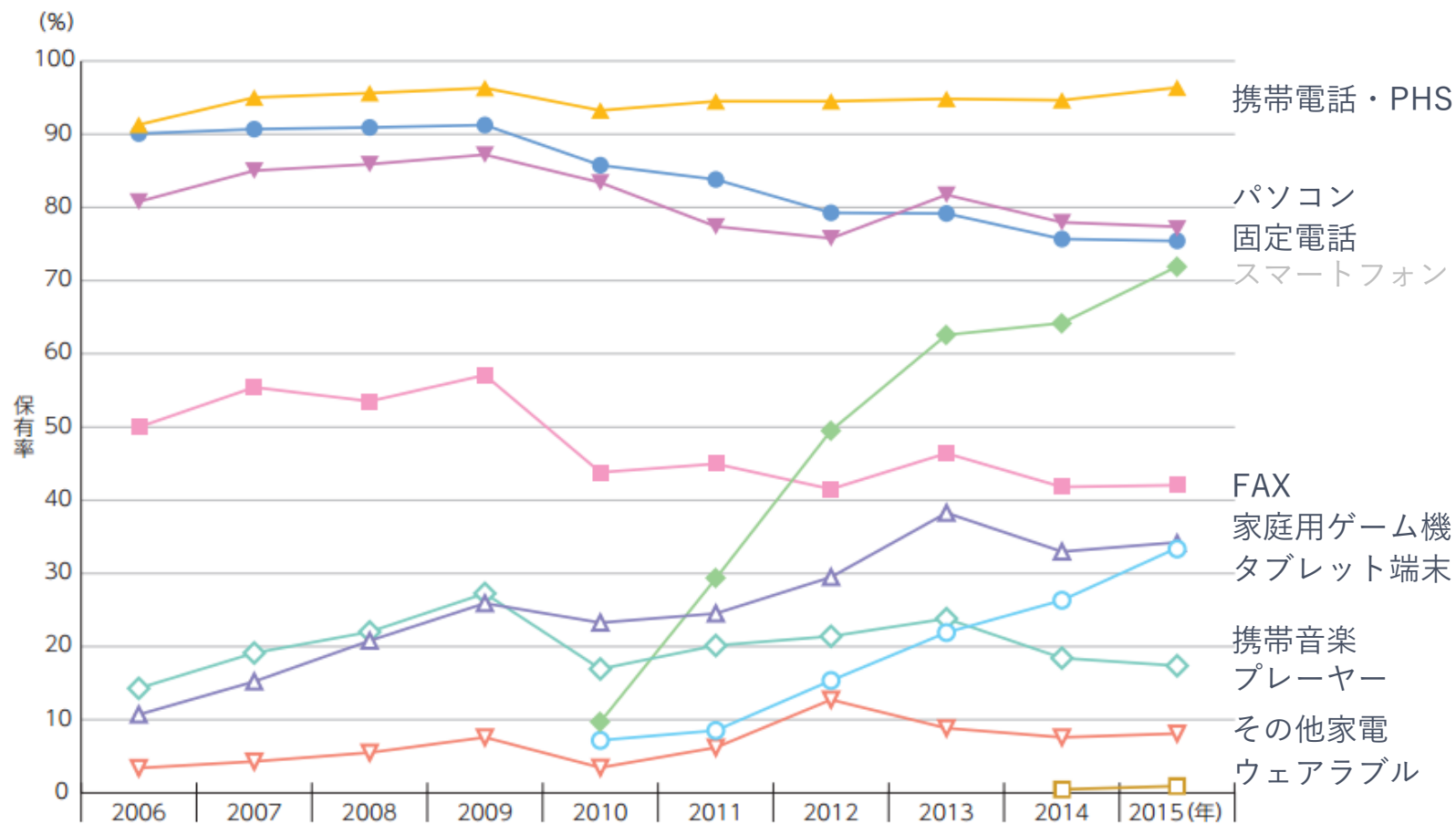


日本

出所：Googleトレンド



日本銀行→金融庁へ出向
(2015年8月)



初代iPhone
(2007/1)

iPhone3GS
(2009/6)

出所：H28情報通信白書より

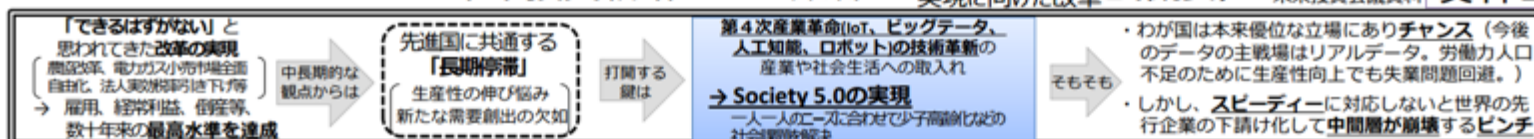
	スマートフォン以前	スマートフォン以後
本を買う	ケータイや手帳にメモしておき 本屋やパソコンから購入	その場で購入。 電子書籍ならすぐに読める
初めての レストラン	地図と割引券を印刷。 事前に情報収集	最寄駅から場所を検索。 注文前後で口コミを確認
家電の購入	事前に様々なサイトを調べて 型番と値段をリストアップ	量販店で説明を聞きながら 価格比較サイトを確認
音楽	家で録音して 外で聴く	購入・ストリーミングで いつでも欲しい音楽を
銀行口座の 残高照会	家に帰るか、銀行のATMか、 どちらか近い方	銀行や家計簿の アプリでいつでも

A modern office interior featuring a staircase with a white brick wall and a wooden slat railing. A white cylindrical pillar with the Money Forward logo is positioned in the foreground. The floor is made of light-colored wood, and the ceiling has exposed concrete and pipes.

キャッシュレスと オープンAPIの導入の目的

未来投資戦略2017（素案）－Society 5.0の 実現に向けた改革－（概要）

2017年5月30日
未来投資会議資料 資料2



I. Society 5.0に向けた戦略分野

官民戦略プロジェクト10を発展させた形で
具体的なプロジェクトを推進

我が国の強みに
政策資源を集中投資

(i) モノづくりの強さ

- ①モノづくりの現場にある
- ②データ取得に必要なセンサー・デバイス等の強み
- ③海外などモノづくりの強み

(ii) 社会課題の先進性・大きさ

高齢化に伴う労働人口減少、環境・エネルギー問題など、社会課題に新たなニーズが蓄積

(iii) リアルデータの取得・活用可能性

実世界のリアルデータを大量に蓄積
例：国民皆保険に基づく健康・医療情報、工場設備の稼働データ等

1. 健康寿命の延伸

【データ活用基盤の構築】

- ・現在バラバラになっている健康・医療・介護データを個人個人が生涯にわたって一元的に把握できる仕組みの構築【2020年度から本格稼働】

【保険者・経営者による「個人の行動変容の本格化」】

- ・保険者に対する予防インセンティブ強化（後期高齢者支援金の加算・減算率の引き上げ（ $+0.23\%$ → $+0.048\%$ ）→ $+10\%$ ）等）
- ・各保険者の取組状況（加入者の健康状態、医療費・健康への投資状況等）の見える化（成績表）と経営者への通知。健康経営による生産性の向上。

【遠隔診療、AI開発・実用化】

- ・かかりつけ医等による対面診療と組み合わせた効果的・効率的な遠隔診療の促進（次期診療報酬改定において位置付け）
- ・AI開発・実用化の促進（AI開発用のクラウド環境の整備・認証等）
- ・AIを用いた医師の診療の的確な支援（次期以降の診療報酬改定等での位置付けを目指す）

【自立支援に向けた科学的介護の実現】

- ・データ収集・分析のデータベース構築【2020年度の本格運用開始を目指す】
- ・効果のある自立支援の促進（次期介護報酬改定において位置付け）
- ・介護ロボット等の導入促進（次期介護報酬改定において位置付け、人員・設備基準見直し）

【革新的な再生医療等製品等の創出促進、医療・介護の国際展開の推進】

3. サプライチェーンの次世代化

Connected Industries: IoT等によって様々なものをネットワーク化し、顧客や社会の課題解決に資する新たな付加価値を生み出す産業社会

【データ連携の制度整備】

- ・「スマート保安」(IoT・データを活用した異常の事前予測)に対応する保安規制の高度化
- ・複数事業者が連携した省エネのための法制度整備

【データ連携の先進事例創出・展開】

- ・国内外の複数企業のデータ連携の実証、国際標準化
- ・「すり合わせ」のデジタル化に向けたモデル構築（まずは自動車・自動車部品から開始）

4. 快適なインフラ・まちづくり

【インフラ整備・維持管理の生産性向上】

- ・「i-Construction」の対象拡大（橋梁・トンネル等へ、中小事業者・自治体へ、公共工事の3次元データのオープン化（利活用ルール策定）【2025年度までに建設現場の生産性2割向上】
- ・インフラ点検・災害対応ロボットの開発促進（ロボットの利用場面に合わせた要求性能の設定等）

2. 移動革命の実現

【世界に先駆けた実証】

- ・トラックの隊列走行の実現（【2020年に高速道路（新東名）で後続無人での隊列走行を実現、2022年に商業化を目指す。】）
- ・地域における無人自動走行による移動サービスの実現（【2020年の実現を目指す、全国10箇所以上の地域で公道実証】）
- ・小型無人機（ドローン）による荷物運送の実現（【2020年代に都市部での本格化に向け、補助者を配置しない目視外飛行に係る機体や乗組員等の要件の明確化】）
- ・安全運転サポート車の制度整備・普及促進（先進安全技術の基準策定等）

【データの戦略的収集・活用、協調領域の拡大】

- ・高精度三次元地図作成（25cm単位）に向けた仕様・仕組の策定【来年度中】
- ・5Gの実現・自動走行等への活用（【2020年までにサービス開始】）
- ・サイバー攻撃対応の車載セキュリティの強化【安全性評価の仕組み等の工程表策定】

【国際的な制度間競争を見据えた制度整備】

- ・高度な自動走行（レベル3以上）に向けた、政府全体の制度整備の方針策定（「システムによる運転」に係る安全基準、道路交通法等ルール、責任関係等）

5. FinTech

【オープン・イノベーション/キャッシュレス化の推進、チャレンジの加速】

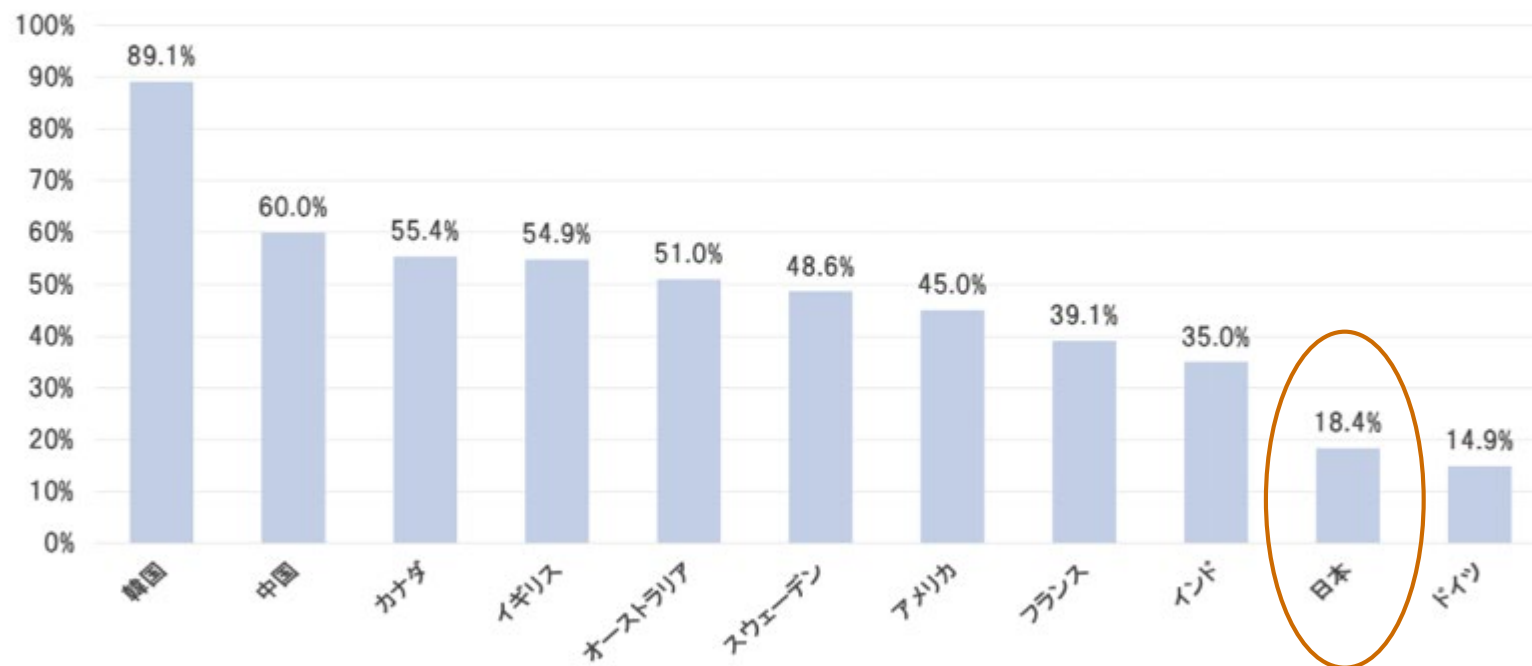
- ・銀行によるオープンAPI(※)の推進
- ・クレジットカードデータの利用に係るAPI(※)連携
※APIとは、金融機関やクレジットカード会社のシステムに接続するための仕様のこと。APIを通じた連携により、FinTech事業者は金融機関やクレジットカード会社と安全に連携してサービスを提供できる。
- ・新たな決済サービスの創出（電子記録簿の発行・譲渡に対するブロックチェーン技術の活用を通じた中小企業の資金調達の円滑化・低コスト化等）
- ・FinTech実証実験ハブ(仮称)を通じたチャレンジの容易化
- ・海外当局との協力枠組拡大、フィンテック・サミットの開催

1 出所：首相官邸HPより

1. キャッシュレス化のトレンド

①各国の状況はまちまちも、総じてキャッシュレス化に向かっている

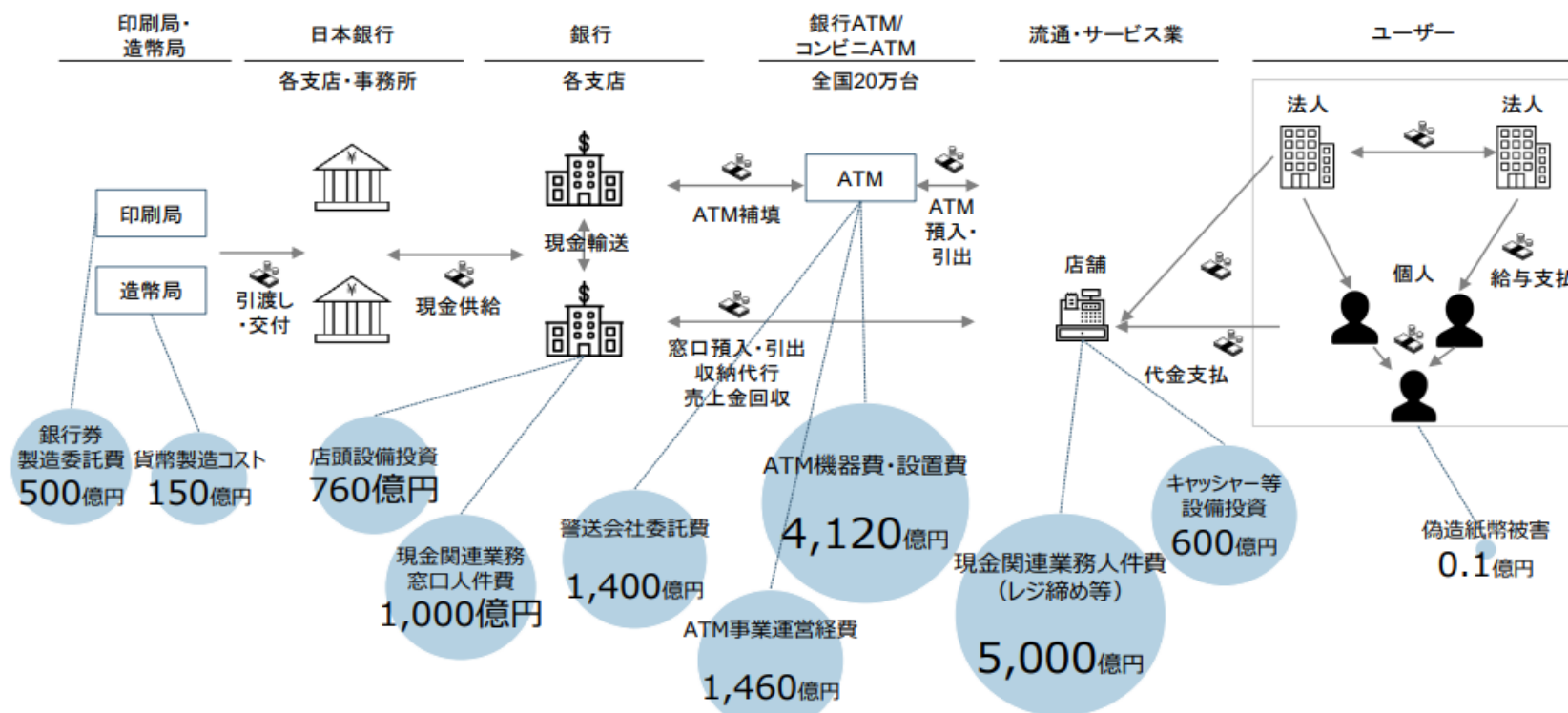
情報、取引のデジタル化やグローバル化により、各国共に
キャッシュレス(クレジットカード、デビットカード、電子マネー、モバイルウォレット)取引が増えている。
非現金決済取引 (2015年)



(出典) 世界銀行「Household final consumption expenditure(2015年)」及びFBIS「Redbook Statistics(2015年)」の非現金手段による年間支払金額から算出
※中国に関してはBetter Than Cash Allianceのレポートより参考値として記載

- 現金決済に費やされるコストは、消費者のためにも、企業のためにもならないコスト
- その店舗にとって「最後の1円」がなくなることの重要性は莫大であり、経済成長の側面も踏まえて思い切った動きが必要

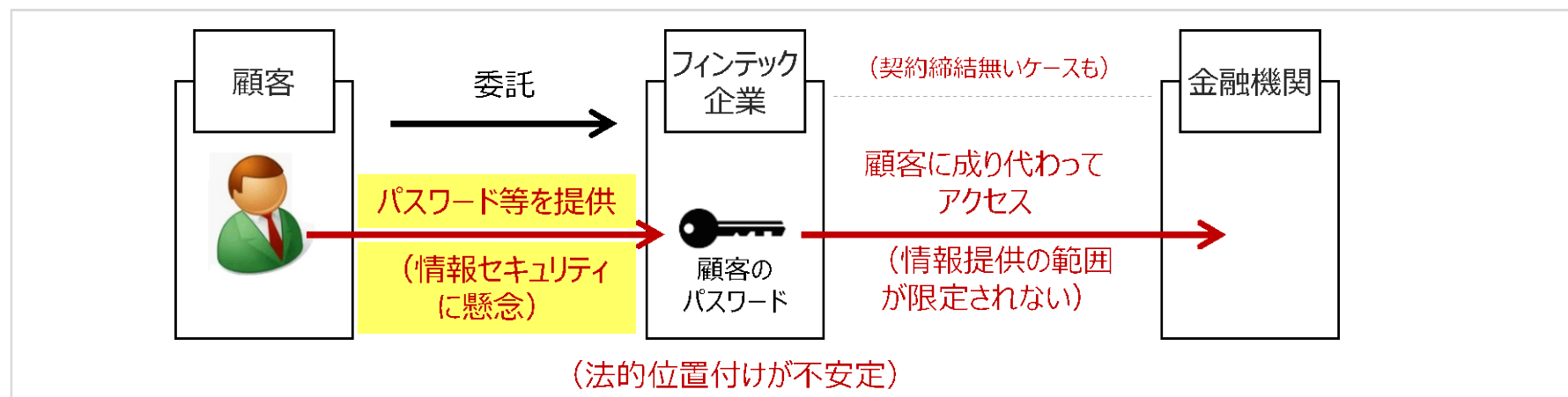
現金決済インフラの直接的な社会コスト(年間)



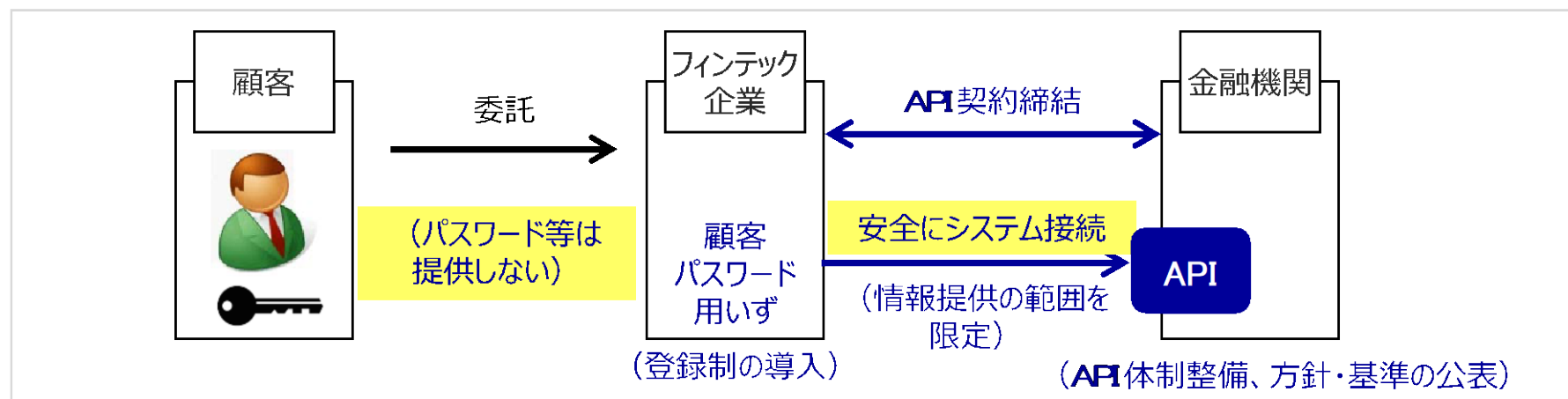
(出所) 経済産業省キャッシュレス検討会第9回 (野村総合研究所による発表資料より引用)

2017年の銀行法改正により、顧客からの委託を受けて銀行と接続するFintech事業者を「電子決済等代行業」と位置付け、金融庁への登録制を導入。

従来（スクレイピング方式）



法改正後（API方式）



出所：全国銀行協会「オープンAPIに対する銀行界の取り組み」（2019年10月18日）より

全銀協は、2016年11月、「オープンAPIのあり方に関する検討会」設置以降、①制度整備、②銀行の態勢整備、③(フィンテック事業者との)連携の枠組み作り、④オープンAPIのビジネス発展、と各々のステップにおいて主体的に取り組みを推進、支援。

2016年11月「オープンAPIのあり方に関する検討会」設置

事務局は全銀協、銀行とFintech事業者、其他有識者がメンバー

2016年12月 金融審議会がオープン・イノベーションに向けた制度整備を答申
(金融制度ワーキング・グループ報告書)

2017年5月「銀行法等の一部を改正する法律」の成立 (2018年6月施行)
(電子決済等代行業に係る制度整備、金融機関のオープンAPI態勢整備)

⇒APIを用いることで、セキュリティを確保しつつフィンテック事業者と金融機関の連携を促進

2017年6～7月

- ・「API接続チェックリスト(試行版)」公表(FISC取りまとめ、2018年10月改訂)
- ・「オープンAPIのあり方に関する検討会」報告書の公表(セキュリティ等を含む諸原則を取りまとめ)
併せて「銀行分野のオープンAPIに係る電文仕様標準」策定(2018年12月に第2版)

2018年12月

- ・「銀行法に基づくAPI利用契約の条文例(初版)」の公表(オープンAPIのあり方に関する検討会)

■オープンAPIについて130行が導入方針表明、うち99行が体制整備済(2019年6月末)

2020年5月末 改正銀行法に基づく金融機関と電子決済等代行業者(2号業者)の契約締結の猶予期限

利用者の安心・安全を確保の上、将来に向けた持続性・発展性の観点からも、銀行とフィンテック事業者がWin-Winな関係を構築、連携することで、イノベーションを共創していきたい

制度整備

銀行の
態勢整備

枠組み作り
連携の

オープンAPI
ビジネスの発展

1

出所：全国銀行協会「オープンAPIに対する銀行界の取り組み」(2019年10月18日)より

- コンピューター言語や開発インフラの変化で開発コストは劇的に低下
- 次の「いい」サービスはだれにも分からない
 - いろいろなアイデアを試すのが近道
 - 当然、沢山失敗作がでてくる
 - 失敗が許容される組織・文化が必要
- 既存の組織では「失敗」はなかなか許容されない
 - 外部の組織が「チャレンジ」と「失敗」を担当



「オープンイノベーション」

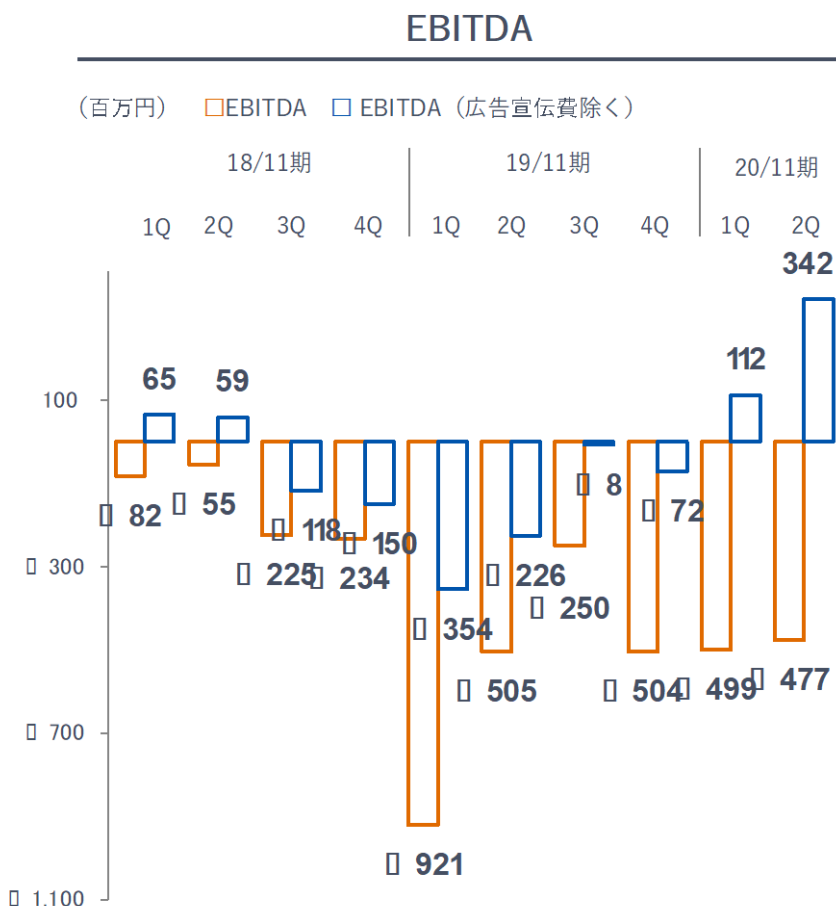
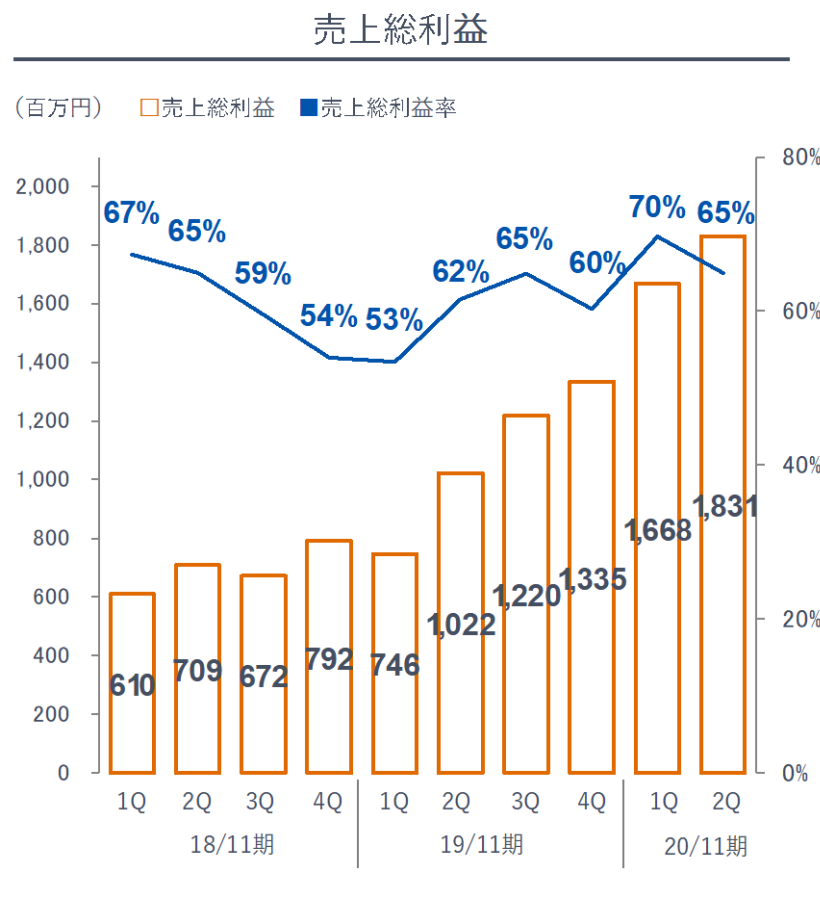
マネーフォワードMEの
収益構造

	売上高 (構成比)	内容
プレミアム 課金収入	10.7億円 (64%)	・ 月額480円（または年額5,300円） ・ <u>課金ユーザーは全体の約2%（約25万人）</u> ・ 利用可能となるサービス 連携口座の一括更新、自動更新頻度アップ、 連携口座数が無制限（無料ユーザーは11件まで）、 資産・負債のグラフ表示、過去のデータと比較
メディア・ 広告収入	6.0億円 (36%)	・ 暮らしの経済メディア「MONEY PLUS」の広告収入 ・ 「お金のEXPO」等のイベントの協賛金・参加費収入 ・ 「マネーフォワード お金の相談」等の事業収入

先行投資フェーズのためEBITDAは赤字が継続

24

売上総利益は**過去最大**。広告宣伝費除くEBITDAは、**黒字**で着地。



* EBITDA = 営業損益 + 減価償却費・償却費 + 営業費用に含まれる税金費用。* 20/11期よりEBITDAに営業費用に含まれる税金費用を加算開始。
上図は過去分についても同定義で算出。* 継続的な開発力の強化により発生した、将来収益を期待できる開発プロジェクトをソフトウェア資産化。

- 法人・個人事業主向けサービスにおける収益： 約41.7億円
 - 多くのアクティブユーザー＝課金ユーザーであり、約1,000～5,000円の月額利用料を支払う
 - セグメントとしては、先行投資が継続しており、赤字
- 個人向けサービス（主に家計簿）における収益： 約16.7億円*
 - プレミアム課金（月額480円、合計約10.7億円）＋メディア・広告（約6.0億円）
 - 無償ユーザーがほとんどであり、セグメントとしては赤字

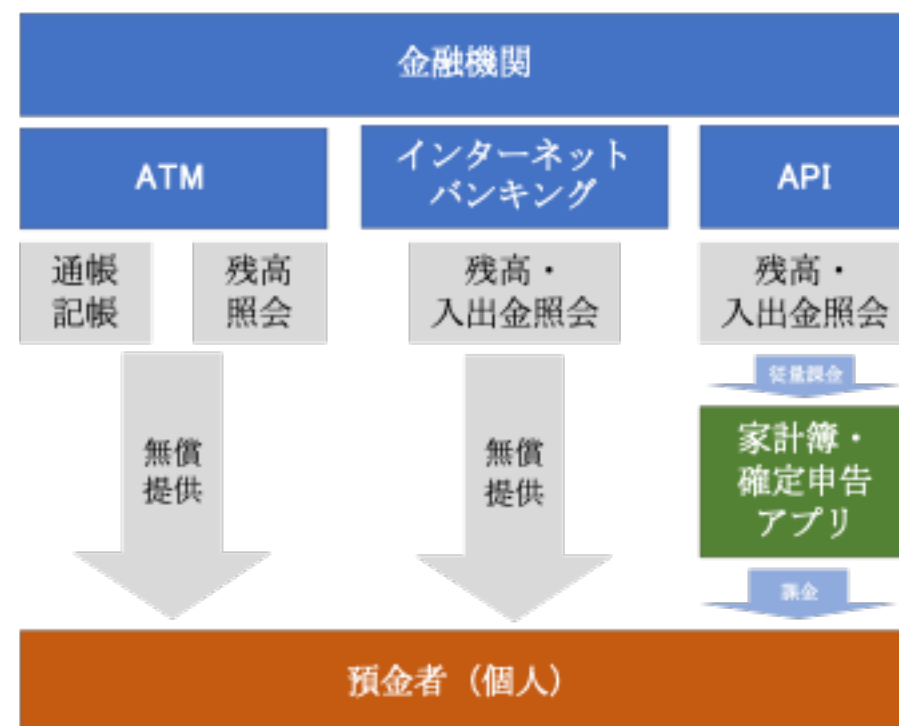
（参考）家計簿サービスの収益構造（試算）

- 昨年度の利用者数は平均約800万人、1ユーザー当たりの月間収益を試算すると仮にアクティブユーザーの割合（非開示）を50%と置くと・・・35円
30%と置くと・・・58円
- 3つの銀行口座に月間10回ずつ、合計30回アクセスするユーザーの月間コストは
1 アクセス1円の場合・・・30円
2円の場合・・・60円

- 電子決済等代行業は預金者の行為を代行する立場であることに鑑みると、参照系データへの課金は、預金者が、自らのデータを照会する行為に課金することとなる。このような状況が電代業チャンネルでのみ発生
- データを参照する度に手数料を徴収する状況は、ATM等の既存チャンネルと比較して利便性が大幅に低下し、サービス自体が使われない可能性



銀行API制度が導入され、各社が技術的投資を進めてきた、利便性の高いサービスを提供するための目的、エコシステムの構築が達成されない懸念



A photograph of a modern office hallway. The hallway has light-colored wooden flooring and glass walls with wooden frames. The ceiling is white with recessed lighting. In the distance, there are potted plants and a person sitting on a bench. An orange rectangular box is overlaid on the left side of the image, containing white Japanese text.

公正取引委員会の
実態調査報告書での
指摘について

家計簿サービス等における取引の背景

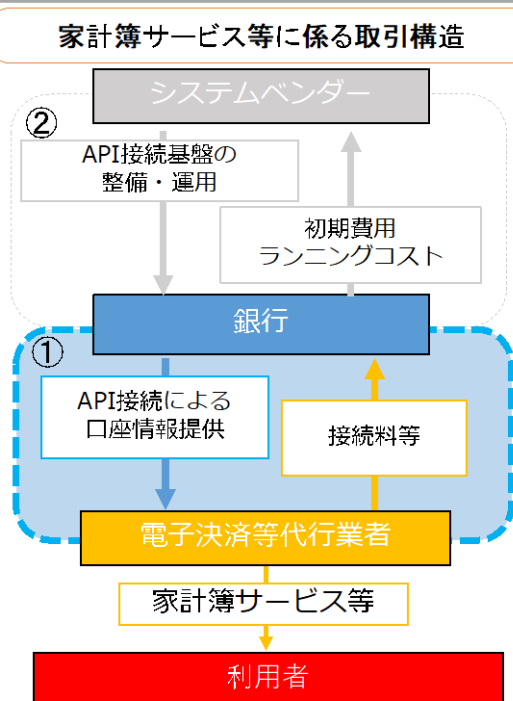
- 家計簿サービス等の提供に当たって必要不可欠である口座情報は、平成29年の銀行法の改正に伴い、原則として**API接続**によって取得することとされた。【本文P6以下】
- 家計簿サービス等を提供する電子決済等代行業者は、**令和2年5月末**※までに、銀行との間で**契約を締結**する必要がある。【本文P10】

※ 両者が令和2年5月31日までに契約を締結する意向にもかかわらず、新型コロナウイルス感染症まん延の影響により、実際の契約の締結が同日までに間に合わないものについては、契約締結期限を同年9月30日まで延長

家計簿サービス等における取引の状況

- 実態調査開始当初(令和元年10月)、銀行と電子決済等代行業者との契約交渉は難航。【本文P25】
- その後、相互理解が進んだことにより契約交渉が進展し、契約締結期限(令和2年5月末)までに、**家計簿サービス等の事業継続に必要な銀行との契約がおおむね見込まれる**。【本文P37】

①銀行と電子決済等代行業者間の取引



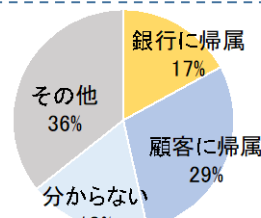
- 家計簿サービス等の提供には口座情報の取得が不可欠であり、ある銀行と契約できない場合、当該銀行の利用者を失い事業継続が困難となる可能性。【本文P21】

- 一部の銀行においては、**当面の制度対応**として、取得できる情報が残高や出入金明細といった必要最低限のものとなっているAPI接続基盤を整備。【本文P31以下】

- 一部の銀行は口座情報は銀行のものであると認識※1(下欄)しており、また、電子決済等代行業者による口座情報の二次利用※2について銀行の事前承諾を得よう求める銀行もあった。【本文P34】
※2 電子決済等代行業者は、預金者の承諾を得るなど個人情報保護法制の遵守を前提としつつ、銀行から取得した口座情報を基にデータを作成し、当該銀行や他の企業にデータを提供する事業を行っている場合がある。

- 契約は1年更新が多く、また、今般の条件は契約締結期限を前提とした暫定的なものであるとして、契約内容を見直す可能性について示唆された者もいるなど、**接続料等の条件について、契約の見直し等のための交渉が行われると見込まれる**。【本文P39】

※1 自行が保有する口座情報の帰属に関する考え方

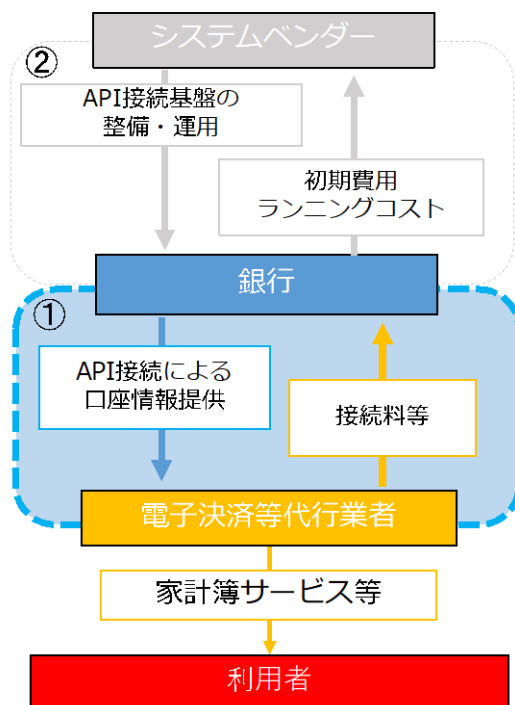


出典: 銀行向けアンケート

出所: 公正取引委員会「フィンテックを活用した金融サービスの向上に向けた競争政策上の課題について(概要)」(2020年4月21日)より

①銀行と電子決済等代行業者間の取引

家計簿サービス等に係る取引構造【再掲】



《競争政策上の考え方》【本文P40以下】

- 令和2年5月末時点において、電子決済等代行業者の銀行への接続は確保される見込みであるが、今後、両者の取引において何らかの問題が生じた場合には、必要に応じ、預金口座等の情報へのアクセスを確保するために必要な方策を検討することも考えられる。
- 利用者のニーズやコスト負担等も踏まえつつ、必要に応じ、API接続で取得可能な情報の範囲が拡大されることが望ましい。

《独占禁止法上の考え方》【本文P41以下】

- 取引上の地位が電子決済等代行業者に優越している銀行が、契約の見直しを行い、電子決済等代行業者に正常な商慣習に照らして不当に不利益を与える場合には、独占禁止法上問題となるおそれ。

（優越的地位の濫用）

- 銀行が今後家計簿サービス等の提供を開始した場合において、競争者を市場から排除するなど不当な目的を達成するための手段として、電子決済等代行業者との取引を拒絶したり、情報の取扱いを制限したりする場合には、独占禁止法上問題となるおそれ。

（単独の直接取引拒絶、取引妨害）

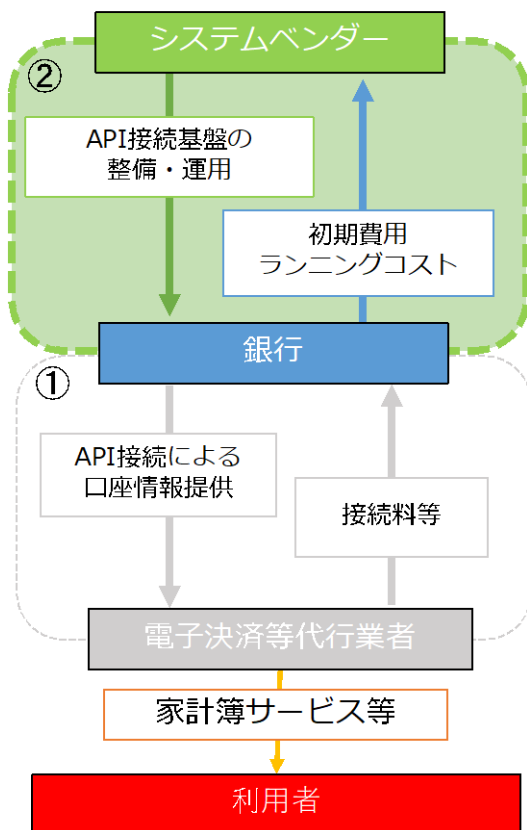
- 市場において有力な銀行が、合理的な理由なく、同一の役務に係る取引条件等について一部の電子決済等代行業者に対してのみ差別的な取扱いをする場合には、独占禁止法上問題となるおそれ。

（差別対価、差別取扱い）

出所：公正取引委員会「フィンテックを活用した金融サービスの向上に向けた競争政策上の課題について（概要）」（2020年4月21日）より

②銀行とシステムベンダー間の取引

家計簿サービス等に係る取引構造



● 銀行は、システムベンダーにAPI接続基盤の整備・運用を委託し、初期費用及びランニングコストを支払う。【本文P10・16以下】これらの費用を基にしつつ、電子決済等代行業者に求める接続料の水準を決定する。【本文P26】

● 約7割の銀行が、他社ベンダー※を含め複数のシステムベンダーを検討している一方、実際に他社ベンダーに委託した銀行は2割弱にとどまる。【本文P19】

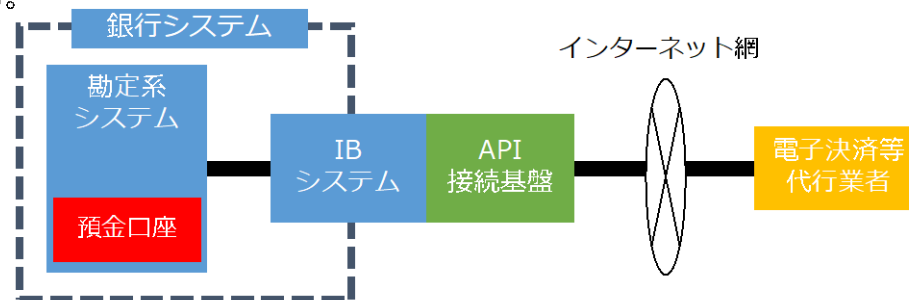
● API接続基盤の整備を他社ベンダーに委託する場合、システムの仕様公開といった既存ベンダー※の協力が不可欠。【本文P20以下】仕様公開等の既存ベンダーの協力が得られず、他社ベンダーが受注できなかったという事例も確認された。【本文P30】

※ 個別の銀行が既に勘定系システムやインターネットバンキングシステムの整備等を委託しているシステムベンダーを既存ベンダー、既存ベンダー以外のシステムベンダーを他社ベンダーという。

● システムについて十分な知識を有する行員が不足し、見積りの精査やシステムベンダーとの対等な交渉が困難とする銀行があった。【本文P31】

〔参考〕API接続基盤の概要

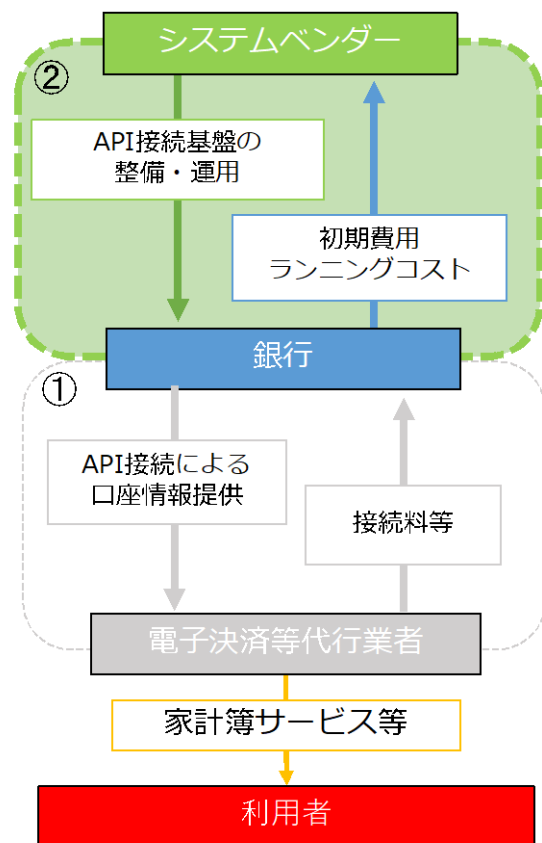
- 多くの銀行は、既存のインターネットバンキングシステム（下図：IBシステム）を利用して、口座情報を管理している勘定系システムにAPI接続基盤を接続している。
- なお、インターネットバンキングシステムを経由せず、API接続基盤を勘定系システムに直接接続するパターンもある。



出所：公正取引委員会「フィンテックを活用した金融サービスの向上に向けた競争政策上の課題について（概要）」（2020年4月21日）より

②銀行とシステムベンダー間の取引

家計簿サービス等に係る取引構造【再掲】



《競争政策上の考え方》【本文P42】

➤ 銀行が、今後新たにAPI接続基盤を整備する場合や、既存のシステムを見直す場合など、API接続基盤に係る調達を行う際に、複数のシステムベンダーから見積りを取るなど、システム調達の方法に十分な競争性が確保されることが望ましい。

➤ 銀行において、人材育成等によるシステムに関する知見や専門性の確保を図るなど、システムベンダーとの間のシステムに関する情報の非対称性の解消に向けた取組を行うことも考えられる。

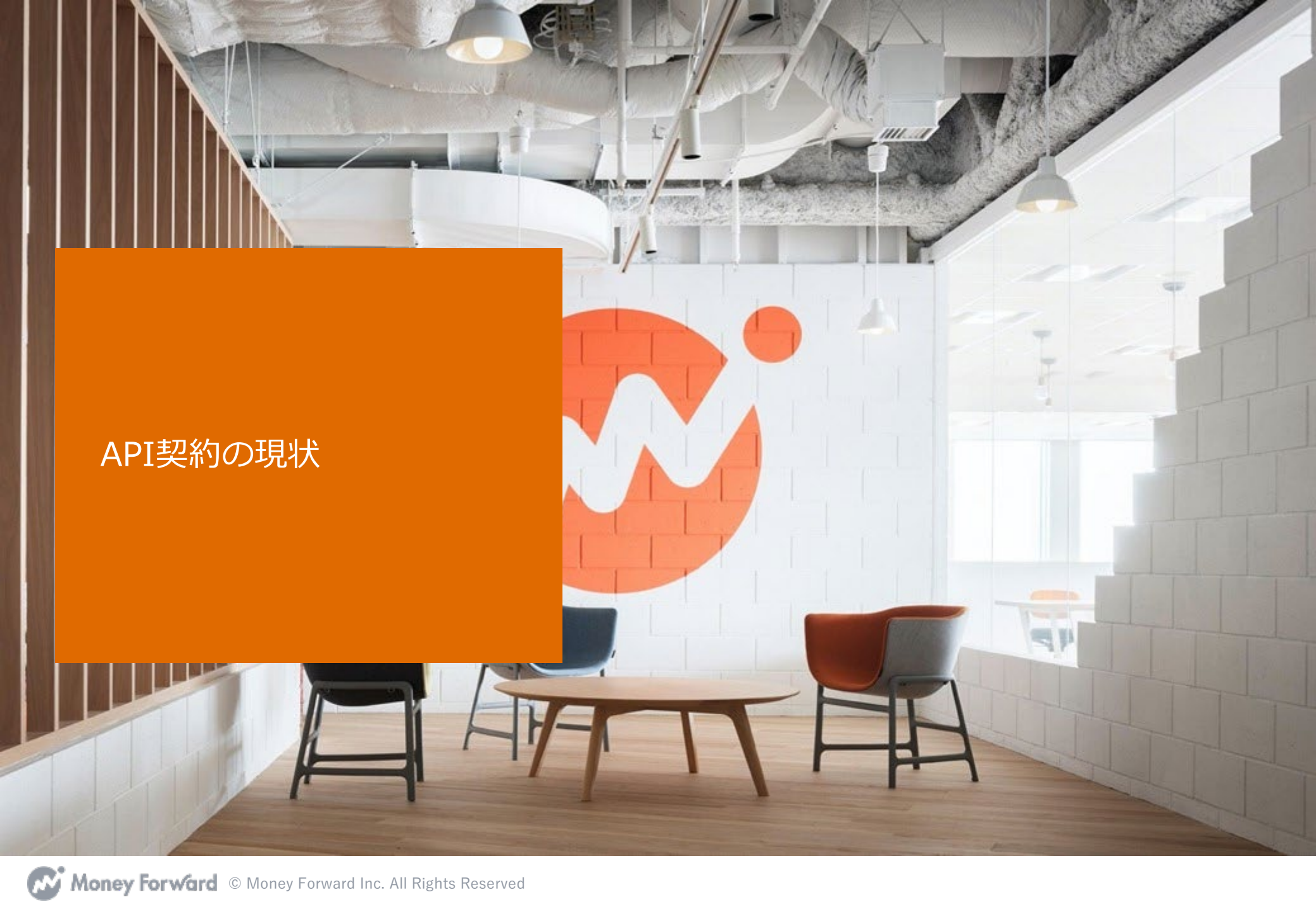
《独占禁止法上の考え方》【本文P42以下】

➤ 既存ベンダーが、合理的な理由なく仕様公開を拒むなどして、他社ベンダーが銀行から受託することを不当に妨害する場合には、独占禁止法上問題となるおそれ。（取引妨害）

➤ 市場において有力な既存ベンダーが、既に提供している勘定系システムやIBシステムの提供の停止を示唆することなどにより、自社とのAPI接続基盤の取引を強要し、不当に、銀行が他社ベンダーに委託できないようにする場合には、独占禁止法上問題となるおそれ。

（抱き合わせ販売、排他条件付取引等）

出所：公正取引委員会「フィンテックを活用した金融サービスの向上に向けた競争政策上の課題について（概要）」（2020年4月21日）より

A modern office interior with a white brick wall featuring a large orange graphic of a stylized 'M' with a wavy line. The room has a wooden floor, a round wooden coffee table, and several chairs. A large orange rectangle is overlaid on the left side of the image, containing the text 'API契約の現状'.

API契約の現状

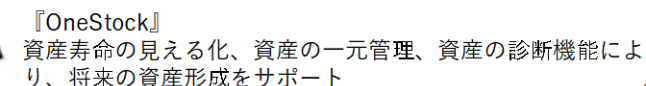
連携する**125行の銀行全て**と契約を締結済み^{*1}。**国内最大のアカウントアグリゲーション・プラットフォーム**を構築。

	銀行		信用金庫		労働金庫		農水産業 協同組合	
	参照系	更新系	参照系	更新系	参照系	更新系	参照系	更新系
個人	125	1	253	—	13	—	719	—
法人	119	8	253	—	13	—	—	—

参照系・更新系ともにFintech企業として国内最多^{*2}の契約を締結。

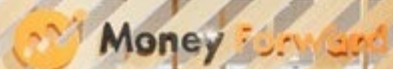
^{*1} スクレイピング契約を含む。^{*2} 当社調べ。^{*} 表中の数字は2020年10月13日時点でAPI連携もしくは契約に基づきスクレイピング接続の契約締結している金融機関（信用金庫、労働金庫、農水産業協同組合を含む）。

金融機関お客様向け通帳アプリを開発



 **Money Forward** © Money Forward Inc. All Rights Reserved

本日のまとめ
(私見を含む)



- これまでの金融サービスは「提供する側の論理」で構築されていた
 - ー 仕様と料金は「銀行」と「ベンダー」が決定
 - ー その背景には、護送船団方式のもとでの横並び主義があった（差別化や独創性は不要で、競争意識が弱かった）
- フィンテック、キャッシュレスは、ユーザーのニーズに沿って発展
 - ー スマホが金融サービスを大きく変えた
 - ー 「提供する側の論理」から「ユーザーフォーカスなサービス」へ
 - ー 多くのサービスと同様に、本来は価格はユーザーが決めるもの
- 銀行のシステムはフィンテックやキャッシュレスに対応できていない
 - ー 「ベンダーロックイン」が長く、変化に対応できない
 - ー ユーザーのニーズに合ったコスト構造になっていない
 - ー 銀行側がベンダーのシステム要件をチェック・逆提案できない

つまり、フィンテックやキャッシュレス分野には、銀行とシステムベンダーの関係における競争政策上の課題がある



(連絡先) kanda.junichi@moneyforward.co.jp

本資料に記載された情報はマネーフォワードが信頼できると判断した情報源を元にマネーフォワードが作成したものです。その内容および情報の正確性、完全性等について、何ら保証を行っておらず、また、いかなる責任を持つものではありません。本資料に記載された内容は、資料作成時点において作成されたものであり、予告なく変更する場合があります。本資料はお客様限りで配布するものであり、マネーフォワードの許可なく、本資料をお客様以外の第三者に提示し、閲覧させ、また、複製、配布、譲渡することは強く禁じられています。本文およびデータ等の著作権を含む知的所有権はマネーフォワードに帰属し、事前にマネーフォワードの書面による承諾を得ることなく、本資料に修正・加工することは強く禁じられています。